



お答えします！

## よくある質問

**Q.** 医療費控除をすると「医療費」が戻ってきますか？**A.** 医療費は戻りません。医療費控除は、支払った医療費に応じて税金を計算し直すものです。

1月1日から12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他親族のために支払った医療費が一定額を超える場合に、その医療費の額を基に計算される金額分の所得控除を受けることができます。



所得税及び住民税が課税の場合に適用を受けると、それらが減額(または還付)されます。医療費控除は支払った医療費が直接戻ってくるという制度ではなく、医療費の負担が大きかった分、申告をすると税金が下がる制度です。所得税と住民税が非課税であれば医療費控除適用のメリットはありません。

**Q.** 「医療費控除」を受けるには何が必要ですか？**A.** 確定申告書または市・都民税申告書の提出と、ご自身で作成した「医療費控除の明細書」の添付が必須です。

医療費控除の明細書には、「医療を受けた方」と「病院」ごとに分けて、自身や生計を一にする親族のために支払った医療費を記入してください。なお、保険金などで補てんされた金額がある場合は、そちらも記入してください。また、平成29年分から領収書の提出は不要となっていますので、申告の際に持参する必要はありません。ただし、領収書などは確定申告期限から5年間ご自宅などで保管してください(税務署が調査のため提出を求める場合があります)。

医療費控除の明細書は国税庁ホームページ(右記QRコード参照)からダウンロードできるほか、任意の様式でも構いません。

**Q.** 医療費控除はいくらから受けられますか？**A.** 総所得金額等が200万円を超える場合、支払った医療費が10万円を超える分について控除を受けられます。

医療費控除金額(上限200万円) = 医療費(保険金で補てんされた金額を除く) - 10万円 となります。

ただし、総所得金額等が200万円以下の場合、総所得金額等の5%を超える分の医療費が控除されます。

**Q.** 「収入」と「所得」は違うものですか？**A.** 「収入」と「所得」は違うものです。収入の種類によって異なります。**【給与所得者の方】**

収入(給与収入) = 給与所得の源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載されている金額、所得(給与所得) = 給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」に記載されている金額

**【公的年金受給者の方】**

収入(雑収入) = 公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載されている金額、所得(雑所得) = 公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載されている金額から「公的年金等控除額」を差し引いた金額

**【個人事業主の方】**

1月から12月までの売上げが「収入」です。「収入」から必要経費を差し引いた金額が「所得」です。

**Q.** 税法上、家族の扶養に入るための所得の限度はいくらですか？**A.** 前年中(1月1日～12月31日)の合計所得金額が48万円以下の親族の方であれば扶養に入ることができます。

収入金額に直すと、給与のみの方は103万円以下、年金のみの方は65歳未満で108万円以下、65歳以上で158万円以下となります。  
※社会保険等の扶養とは異なります。

**Q.** 前年の収入がない場合でも収入の申告は必要ですか？**A.** 申告義務はありません。ただし、市・都民税申告をお願いしています。

市・都民税申告は、公的機関等で必要となる非課税証明書の発行や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険、介護保険料の算定、各種手当等の基礎資料となりますので、申告をお願いしています。



そのほか、よくある質問について、市ホームページでも公開しています。



## 東村山税務署からのお知らせ

◆申告書作成会場開設は  
2月16日(金)から！

**【受付時間】** 午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)  
※申告書作成会場への入場は事前発行の「入場整理券」をお持ちの方を優先します。

当日券も配布しますが、その配付状況によっては受付を早めに終了する場合があります。「入場整理券」は、LINEアプリで事前に入手できます。

◆庁舎外も含め駐車スペースはありません。

公共交通機関を利用してください。

◆2月25日(日)開庁します

所得税及び復興特別所得税、個人消費税及び贈与税の確定申告相談及び申告書提出の受け付けを行います。

※国税の領収、納税証明書の発行

及び電話での相談は行いません。

◆振替納税を利用してください！

**【申告と納税の期限(令和5年分)】**  
所得税及び復興特別所得税 = 3月15日(金)、消費税及び地方消費税 = 4月1日(月)、贈与税 = 3月15日(金)  
**【振替納付日】** 所得税及び復興特別所得税 = 4月23日(火)、消費税及び地方消費税(個人事業者) = 4月30日(火)

◆「キャッシュレス納付」が便利！

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利です。

**【ダイレクト納付】** 事前に届け出た預貯金口座からe-Taxを利用して即時または期日を指定して納付

**【インターネットバンキング】** インターネットバンキングにより国税を電子納付 **【振替納税】** 事前に届け出た預貯金口座から指定され

た期日に自動で引き落とすことにより納付(個人の申告所得税・消費税のみ)

**【クレジットカード納付】** 専用サイトへアクセスし、クレジットカードを利用して納付内容を登録し納付(納付額に応じた決済手数料がかかります)

**【スマホアプリ納付】** 国税庁長官が指定した納付受託者が運営するスマートフォン決済専用のWebサイトから、利用可能なPay払い(〇〇ペイ)を選択して納付

◆申告書にはマイナンバーの記載が必要！

税務署窓口で提出の際は、①または②について事前のご用意をお願いします。

①マイナンバーカード(個人番号カード)

②【番号確認書類】 + 【身元確認書類】



ただし、e-Tax(電子申告)により申告をすれば、【番号確認書類】及び【身元確認書類】の提示または写しの添付は必要ありません。

◆年金申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となっている場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。

東村山税務署

☎042-394-6811(代表)

※詳しくは国税庁ホームページを確認してください。



国税庁  
ホームページ